

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(延滞税に関する用語の意義)</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(延滞税に関する用語の意義)</p>
<p>12-1 法第12条第1項に規定する「払いもどし又は還付を受けた日」及び「関税額を納付する日」並びに法附則第3項に規定する「<u>延滞税特例基準割合</u>」及び法附則第4項に規定する「<u>猶予特例基準割合</u>」の意義は、それぞれ次による。</p>	<p>12-1 法第12条第1項に規定する「払いもどし又は還付を受けた日」及び「関税額を納付する日」並びに法附則第3項に規定する「<u>特例基準割合</u>」の意義は、それぞれ次による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「<u>延滞税特例基準割合</u>」とは、<u>平均貸付割合</u>（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行なった貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の<u>11月30日</u>までに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</p> <p>(4) 「<u>猶予特例基準割合</u>」とは、平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合（年0.1パーセント未満であるときは年0.1パーセントとする。）をいう。</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「<u>特例基準割合</u>」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行なった貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の<u>12月15日</u>までに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</p> <p>(新設)</p>
<p>第5節 その他</p> <p>(<u>還付加算金</u>に関する用語の意義)</p> <p>13-3 法第13条第2項に規定する還付加算金の計算に関する用語及び法附則第5項に規定する「<u>還付加算金特例基準割合</u>」の意義については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 「<u>還付加算金特例基準割合</u>」とは、平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合（年0.1パーセント未満であるときは年0.1パーセントとする。）をいう。</p>	<p>第5節 その他</p> <p>(<u>期間計算</u>に関する用語の意義)</p> <p>13-3 法第13条第2項に規定する還付加算金の計算に関する用語については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>